

議案第78号

向日市印鑑条例の一部改正について

向日市印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

向日市長 安田 守

を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)に、次の各号に掲げる事項を記載して印鑑登録証明書を発行するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 住所

(5) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

2 市長は、前項に規定する方法により印鑑登録証明書を発行することができない特別の事情があるときは、登録した印鑑を押印した印鑑登録証明書を発行することができる。

(登録証明の拒否)

第15条 略

(1) 第13条に規定する方法によらない証明を求められたとき。

(2)～(4) 略

を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)に、次の各号に掲げる事項を記載して印鑑登録証明書を作成するものとする。ただし、登録証明書の交付の申請の際に、第4号に掲げる事項について記載を要しない旨の申出があった場合は、当該事項を記載しないものとする。

(1)～(3) 略

(4) 男女の別

(5) 住所

(6) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

2 市長は、前項に規定する方法により印鑑登録証明書を作成することができない特別の事情があるときは、登録した印鑑を押印した印鑑登録証明書を作成することができる。

(登録証明の拒否)

第15条 略

(1) 登録証の提示がないとき。

(2)～(4) 略

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。